

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費における入浴介助体制強化算の基準

1 指定療養通所介護事業所における二名以上の従事者により、個々に掲げる基準のいづれにも適合すること。

当該従事者のうち一名は、看護師又は准看護師であること。

111 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない。

112 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介

12 指定通所介護事業所と同一建物に居座する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対する送迎を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

サービス提供体制強化加算
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を受けるものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護又は別に厚生労働大臣が定めた基準に適合するものとし、当該基準に該する場合は、当該基準に該する所定単位数を加算する。

(1) サービス提供体制強化加算 (II)
 (2) サービス提供体制強化加算 (III)
 (3) サービス提供体制強化加算 (IV)

112单位

12単位
6 単位
6 単位

单位
单位
单位

<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいづれにも該当しないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。</p> <p>(2) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>(2) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>ミ 合すること。</p> <p>(1) 指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護をいう。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等算定方法第一号ロ及びニに規定する基準のいづれにも該当しないこと。</p>
--

ト 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれにも該当しないこと。

ト 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれにも該当しないこと。

れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算① イからへまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算② ①により算定した単位数の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算③ ①により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算① イからへまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算② イからへまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算③ ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算④ ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

- 通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
- イ 介護職員処遇改善加算① 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。
- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定期間を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出していること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定期額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定期が属する月の前十二月間ににおいて、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第七百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第六百六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

- 第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
① 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に異するものを含む。)を定めていること。
- ② (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- ④ (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出日の月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- 口 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ③ (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に異するものを含む。)を定めていること。
- b a の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ④ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b a について、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成三十年十月からイ(2)の届出日の月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- △ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいはず
れにも適合すること。

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年四月一日施行（予定）】

(変更点は下線部)

現 行	別 表	指定介護予防サービス介護給付費単位数表	改 正 案	別 表	指定介護予防サービス介護給付費単位数表
6 介護予防通所介護費（1月につき） イ 介護予防通所介護費 （1）要支援 1 （2）要支援 2	2,115単位 4,236単位	6 介護予防通所介護費（1月につき） イ 介護予防通所介護費 （1）要支援 1 （2）要支援 2	1,647単位 3,377単位		
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（ <u>指定介護予防通所介護事業所</u> をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（ <u>指定介護予防通所介護事業所</u> をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	2 指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	2 指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（ <u>指定介護予防サービス基準</u> 第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（ <u>介護保険法施行令</u> （平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症による要支援者となつた者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（ <u>介護保険法施行令</u> （平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症による要支援者となつた者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（ <u>介護保険法施行令</u> （平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症による要支援者となつた者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（ <u>介護保険法施行令</u> （平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症による要支援者となつた者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小	4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小		

規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活
介護を受けている間は、介護予防通所介護費は、算定しない。
利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指定介護事
業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介
護を行った場合に、介護予防通所介護費は、算定しない。

6 指定介護予防通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指
定介護予防通所介護事業所と同一建物から当該指定介護予防通
所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護を行つた
場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし
し、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者
その他やむを得ない事情により送迎が必要であり送迎を行つた場合は、この限りでない。

5

1 基本指標		2 支援指標	
□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県 知事に届け出で、利用者の生活機能の向上を目的として実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動加算」という。）を行った場合は、1月について、この場合において、同月中に利用者に対し、運算する。ただし、この場合において、同一月に複数回の活動が行われた場合は、各回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算	□ 複数回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県 知事に届け出で、利用者の生活機能の向上を目的として実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動加算」という。）を行った場合は、1月について、この場合において、同月中に利用者に対し、運算する。ただし、この場合において、同一月に複数回の活動が行われた場合は、各回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算	□ 複数回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県 知事に届け出で、利用者の生活機能の向上を目的として実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動加算」という。）を行った場合は、1月について、この場合において、同月中に利用者に対し、運算する。ただし、この場合において、同一月に複数回の活動が行われた場合は、各回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算	□ 複数回の活動に対する支拂いを算定する。	□ 生活機能向上グループ活動加算

い。生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の指定期定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

□ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の心

要支援 イ	口 要支援 2	生活機能向上グループ活動加算	注 次に掲げるいづれの基準にも適合しているものとして都道府県 知事に届け出で、利用者の生活機能の向上を目的として実施される日 常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動 サービス」という。）を行った場合は、1月について、同月中に利 用者に對し、同一の機関にて、同一の活動を複数回受けた場合に ては、1回の活動に対する料金を算定する。
3.6単IV 752単位	100単位		

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定期定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従事業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

口 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心

<p>身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>ハ 運動器機能向上加算</p> <p>イ 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別の実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき1回以上行っていること。</p>	<p>225卖位</p>
<p>ハ 運動器機能向上加算</p> <p>イ 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別の実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき1回以上行っていること。</p>	<p>225卖位</p>
<p>ハ 運動器機能向上加算</p> <p>イ 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別の実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき1回以上行っていること。</p>	<p>225卖位</p>
<p>ハ 運動器機能向上加算</p> <p>イ 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別の実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき1回以上行っていること。</p>	<p>225卖位</p>

身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週間につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士等、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。

ニ 栄養改善加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算すること。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護

職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	ハ、利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養状態を定期的に記録していること。 ニ、利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
水、別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。	150単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対する口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 イ、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ロ、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ハ、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ニ、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 水、別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。 ヘ、選択的サービス複数実施加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都

職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	ハ、利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養状態を定期的に記録していること。 ニ、利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
水、別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。	150単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対する口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 イ、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ロ、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ハ、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ニ、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 水、別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。 ヘ、選択的サービス複数実施加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都

府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に口腔機能又は栄養改善サービスを実施した場合に、1月につき複数のサービスのうち複数のサービスを算定している。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、次に掲げるいずれかの加算は算定しない。また、次に掲げる場合は、次に掲げる他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480単位
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700単位
ト 事業所評価加算	120単位
サードパーティ提供体制強化加算	都道府県知事に届け出た指定介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

注 別に厚生労働大臣が定めるものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行つた場合は、当該基準に基づく区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に機能改善サービス又は口腔機能向上サービス、栄養改善サービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機器機能向上サービスのうち複数のサービスを複数回にわたって実施する場合は、1回の実施回数を1回として算定する。また、次に掲げる場合には、次に掲げる他の場合の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
 (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

事業所評価加算

都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対して都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対する基準に該当する場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる一定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</u>	<u>72単位</u>
<u>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</u>	<u>144単位</u>
<u>(1) 要支援 1</u>	<u>48単位</u>
<u>(2) 要支援 2</u>	<u>96単位</u>
<u>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</u>	<u>24単位</u>
<u>(1) 要支援 1</u>	<u>48単位</u>
<u>(2) 要支援 2</u>	

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
イ サービス提供体制強化加算(II)イ 次に掲げる基準のいずれにも
イ 介護予防通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準